11月は東郷町子どもの権利を考える月間/秋のこどもまんなか月間

東郷町子どもの権利を考える月間。

「東郷町子ども条例」では、全ての子どもが健やかに成長できるよう に「子どもの権利」を保障し、子どもの幸せのため、子どもが一人の人 として育ち、学び、生きていく上での大切な権利を定めています。

子どもは大人と同じ一人の人間であり、未来を担うま ちの大切な宝物です。皆さんもこの機会に「子どもの 権利1について考えてみませんか。



■ 子どもの4つの権利・

- 健やかに成長し、安心して生きる権利
- 自分らしく育ち、学ぶ権利
- 自分の考えを表現する権利
- 参加する権利

秋のこどもまんなか月間。~オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン~

東郷町子ども条例第15条では、虐待防止などに対する取り組みを定めています。 町では、関係機関と連携して、虐待などの予防や早期発見に努めています。

4つの児童虐待タイプ

- ①身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行 かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど
- 言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族など に対し暴力をふるうなど
- 4性的虐待 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること

ヤングケアラーとは

お手伝いとしてこどもが行うものとは異なり、本来大人が担うと想定されている家事や家族 の世話などを日常的に行うなど、その責任や負担が重いものです。それによってこども自身 がやりたいことができないなど、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



日本語が第一言語でない家 に通訳をしている。





障害や病気のある家族に代





障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。





アルコール・薬物・ギャンブル 問題を抱える家族に対応し ている。



性的な病気の家族の看病を している。





児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。 ~あなたの1本の電話で救われるこどもがいます~

児童相談所 ダイヤル

匿名可能

秘密厳守

はや

お住まいの地域の児童相談所につながります。 ●通告・相談は匿名で行うことも可能です。 •通告・相談をした人や、その内容に関する秘密は守られます。※一部のIP電話からはつながりません。

ください。 イライラに いっしょに 向き合い ます。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談 親子のための人

相談L川

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

通話無料

秘密厳守

子どもに関する相談窓□

相談窓口 子ども・子育ての相談(町こども健康課)

子どもSOS ほっとライン24

相談内容 子どもに関する相談 (ヤングケアラーに関する相談含む)

いじめ問題や子どものSOSについて 子どもや保護者の相談

受付時間・電話番号 月~金午前9時~午後5時(祝日、年末年始除く) **20561-37-5813**

毎日24時間 ☎0120-0-78310(☎052-261-9671)

(問い合わせ)子育て応援課 ☎0561-56-0736/こども健康課 ☎0561-37-5813